

原稿

平成 2 2 年 度 決 算 に 係 る
定 期 監 査 調 書

平成 2 3 年 7 月

鳥取県西部総合事務所
県 税 局

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	組織及び業務調べ	1 頁
4	職員の定員、現員調べ	2 頁
5	役付職員の調べ	2 頁
6	主な事業に関する調べ	3 頁
7	収入証紙取扱額調べ	6 頁
8	収入事務処理状況調べ	7 頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	10 頁
	(1) 県税未収金	
	(2)-1税外収入未済額（県税関係）	
	(2)-2税外収入未済額（県税関係以外）	
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	14 頁
	(1) 県税関係	
	(2) 税外収入関係	
11	不納欠損額調べ	17 頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	19 頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	19 頁
14	財産に関する調べ	20 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	20 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	20 頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	20 頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車（二輪を除く）の管理状況調べ	20 頁
19	寄附物件の受納状況調べ	20 頁
20	備品の処分状況調べ	20 頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	21 頁
○	意見、要望等	21 頁
	(1) 業務に関する要望等	
	(2) 監査委員事務局に対する要望等	

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし。

(2) 監査意見

該当なし。

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし。

3 組織及び業務調べ

局名	課名	係名	主な所掌事務
県税局	収税課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税に係る周知宣伝に関すること。 ・ 県税に係る徴収金の督促及び収納、過誤納金の還付又は充当に関すること。 ・ 納税貯蓄組合の指導に関すること。 ・ 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免に関すること。
		徴収第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税以外）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。 ・ 鳥取県地方税滞納整理機構西部支部に関すること。 ・ 地方税法第48条の徴取引受（個人住民税）に関すること。
		徴収第二係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。 ・ 徴収スタッフネットに関すること。
		徴収第三係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。
	課税課	課税第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税、自動車取得税、不動産取得税及びゴルフ場利用税を除く。）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。
		課税第二係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（不動産取得税及びゴルフ場利用税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。
	日野支所 （本務：日野総合事務所 県民局企画県民室）		

4 職員の定員、現員調べ

(平成23年 4月 1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計			備考
		当 年 度	22.4.1 該 度 現 在	当 年 度	22.4.1 該 度 現 在	当 年 度	22.4.1 該 度 現 在	当 年 度	22.4.1 該 度 現 在	22.4.1 該 度 現 在	
	定員	31	31	0	0	0	0	31	31		
	現員	32	34	0	0	0	0	32	34	育休1	
	過不足(Δ)	1	3	0	0	0	0	1	3	育休1	
	臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0		
	非常勤職員	8	5	0	0	0	0	8	5	事務5、緊急雇用2、 育児短時間勤務代替1	

(日野支所の4名除く。)

5 役付職員の調べ

(平成23年 7月 1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
局長	村上 衡	1	3	
副局長 (兼) 局 収税課長	遠藤 範文	2	3	出納員
収税課長補佐	河本 章良	1	3	
収税課長補佐	谷口 健二	1	3	
課税課長	中村 泰丈	2	3	
課税課長補佐	野坂 浩	2	3	
日野支所長	(兼) 高田 壽夫	0	3	本務 日野総合事務所副局長兼企画県民室長
主幹	(兼) 大東 道雄	2	3	本務 日野総合事務所企画県民室室長補佐

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要
<p>未収金の徴収対策について</p> <p>決算（見込）額 — 千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県における財政事情の極めて厳しい中、「税負担の公平性」・「税収の効率的な確保」・「自主納付の促進」を業務の中核と位置づけて、貴重な自主財源である県税収入の確保を目指す。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税を中心に、早期の一斉臨宅による徴収、納税勧奨のほか、生活状況等の調査などを実施し、個別事情の早期把握を図った。 <p>イ 平成22年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目ごとの個別徴収によらず、滞納者ごとにすべての税目について一括交渉できるよう、職員に担当地区（住所）を割り振りして効率的な滞納整理に取り組んだ。 <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税においては、納税催告文書を送付する際に使用する封筒を、黄色や赤色などの目立つ色付封筒にし、滞納者への注意喚起を促すことでより早期の徴収や納税相談につなげた。 (H21.8月末滞納件数 4,232件 → H22.8月末滞納件数 3,796件、前年比△436件) ・財産調査の標準化、目標設定、早期の状況把握により滞納処分の実施時期を明確化し、厳正な滞納処分を行った。 ○自動車税の滞納件数 679件、<預金等差押件数> 49件（3月末現在） ○インターネット公売実績 <動産> 7件、<落札金額> 171,880円 <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税勧奨や財産調査を行った結果、換価価値が高い財産を持たない（差押えする財産がない）滞納者も数多く、次に執るべき方策に苦慮している。 ・全税目を通じた担当地区割りでも事務の効率化を図ろうとしたが、自動車税はその滞納件数の多さから滞納整理までの事務が大量で、その他の税目の滞納整理のスケジュール設定が困難となり、職員に負担感を与える結果となった。
<p>個人県民税の徴収対策について (地方税滞納整理機構) (地方税法第48条関係)</p> <p>決算（見込）額 — 千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に実施された三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲により、個人住民税の調定額が大幅に増加し、滞納額も増えたためその滞納額の圧縮を図ることを目的とする。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県と町村が相互の協力体制の下に連携し、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保を図るとともに、管内町村の徴収能力向上の支援を実施した。 <p>イ 平成22年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に新たに鳥取県地方税滞納整理機構西部支部（日野町を除く8市町村が参画）を立ち上げ、鳥取県と市町村に共通する滞納者について、共同で滞納整理に取り組んだ。 ・地方税法第48条による県への徴取引継ぎについては、徴収困難事案の見極めについて町村とよく意見交換したうえで、個人住民税の早期の滞納処分に取り組んだ。 (地方税法第48条……市町村が徴収する個人住民税が滞納となった場合に、市町村に代わって県が滞納整理する仕組みを規定。)

事業名	概要																												
	<p>ウ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地方税滞納整理機構西部支部では、文書催告や臨宅などを共同で行い、県と市町村で重複していた事務の一元化をすることで、お互いの事務の効率化に繋がった。 ・市町村の職員と情報共有して滞納者ごとにケース検討・処理方針を立て、それに基づく共同で臨戸徴収等を集中実施し、納付に結びつけた。 ・県と市町村の強い協力体制が構築でき、双方の職員の能力向上に繋がった。 <p>○地方税滞納整理機構事案 指定件数 3,915件 滞納金額 115,426千円 (うち個人住民税件数 1,794件 滞納金額 60,212千円)</p> <p>○地方税法第48条関係事案 引継件数 436件 引継金額 7,644千円 (徴収実績 66件 徴収金額 1,628千円)</p> <p>エ 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納額の圧縮はもとより事務の効率化及び徴収技能の共有によって県と市町村の徴収職員の能力向上を図ることとしているが、将来的な滞納整理事務一元化組織(広域連合方式)の設置に向けて、現行の体制においてもその成果が求められている。 ・現在の地方税滞納整理機構は任意組織であるため、滞納処分等の自力執行権を有せず納税交渉までしかできないため、迅速な滞納整理に結びつきにくい。 ・地方税滞納整理機構案件と地方税法第48条による引継案件は、いずれも個人住民税を対象としているが、滞納整理の権限が異なっている。事業の振り分け方法について、明解な基準が必要である。 																												
<p>徴収スタッフネット研究会の取り組みについて (市町村との連携)</p> <p>決算(見込)額 — 千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から西部圏域の徴収職員の徴収技術の向上と相互の連絡体制強化をするため、管内県市町村の課長補佐級以下職員が共同して、徴収技術の研修会等を開催している。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="518 1361 1497 1581"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>名 称</th> <th>研修テーマ</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22. 4. 28</td> <td>総 会</td> <td>鳥取県滞納整理機構について</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>H22. 7. 16</td> <td>折衝・交渉研究会</td> <td>ロールプレイングほか</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td>H22. 8. 20</td> <td>調査・差押・搜索研究会</td> <td>要望があった内容の講義</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>H22. 10. 12</td> <td>搜索実地研究会</td> <td>家宅搜索事前研究</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>H22. 10. 13</td> <td>〃</td> <td>搜索ロールプレイ及び事後研究</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>H22. 12. 10</td> <td>中央研修等伝達研修</td> <td>専門研修受講者による伝達</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 平成22年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来は県が中心となって研究会を企画してきたが、今後は市町村(運営幹事)にも研究会の企画、運営に積極的に携わってもらうよう働きかけた。 ・徴収業務の中で処理する機会が多い不動産公売事件について、裁判所書記官を講師に招き、競売事件の意義等についての特別研修を行った。 <p>ウ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の職員から、運営に携わることで研修内容をより深く理解することができたという意見(アンケート結果)が多く聞かれた。 ・徴税担当者間の連携を図り、徴収技術の相互研鑽と情報交流の円滑化を図ることができた。 ・新任徴税職員の教育プログラムの一翼を担うことができたほか、ベテラン職員のモチベーション維持を図ることができた。 	開催日	名 称	研修テーマ	参加者	H22. 4. 28	総 会	鳥取県滞納整理機構について	27人	H22. 7. 16	折衝・交渉研究会	ロールプレイングほか	31人	H22. 8. 20	調査・差押・搜索研究会	要望があった内容の講義	23人	H22. 10. 12	搜索実地研究会	家宅搜索事前研究	27人	H22. 10. 13	〃	搜索ロールプレイ及び事後研究	27人	H22. 12. 10	中央研修等伝達研修	専門研修受講者による伝達	40人
開催日	名 称	研修テーマ	参加者																										
H22. 4. 28	総 会	鳥取県滞納整理機構について	27人																										
H22. 7. 16	折衝・交渉研究会	ロールプレイングほか	31人																										
H22. 8. 20	調査・差押・搜索研究会	要望があった内容の講義	23人																										
H22. 10. 12	搜索実地研究会	家宅搜索事前研究	27人																										
H22. 10. 13	〃	搜索ロールプレイ及び事後研究	27人																										
H22. 12. 10	中央研修等伝達研修	専門研修受講者による伝達	40人																										

事業名	概要
	<p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員にも積極的に講師役を担ってもらうなど、皆で研修会を作り上げるといった気持ちを参加者に持ってもらう工夫が必要である。 ・外部研修で入手した資料もどんどん研修素材に取り入れ、新しいメニューを考えていく必要がある。 ・職員個々の技術や能力は高まってきているが、その力が実践として活かされていない町村もあり、首長の滞納整理への理解が必要である。
<p>法人二税に係る 未登録県外法人の捕捉について</p> <p>決算（見込）額 － 千円</p>	<p>ア 目的及事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 適正・公平な課税を行うため、法人二税（法人に係る県民税及び事業税）の納税義務を有するが当県に申告をしていない法人を捕捉し、県税収入を確保する。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 法人二税に係る不申告法人については、従来から調査を実施し、申告指導又は税額決定を行っている。</p> <p>しかし、当県に納税義務者の登録を行っていない法人については不申告法人としてリストアップできないため、その捕捉が課題であった。</p> <p>県外に本店登録のある法人が当県内で事業活動を行っている場合に、県内に物的設備（他者が所有するもの可）及び従業員を有する場合には、当県にも法人二税納税義務が生じる。</p> <p>しかし、現実には制度の理解が不十分なため申告を怠っている法人があるとの認識を持ち、次のような手法を用いて納税義務者の捕捉及び申告指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不動産取得税を賦課する際、未登録県外法人をピックアップ ○自動車税の納税義務者のうち、未登録県外法人をピックアップ ○大型ショッピングセンター（ＳＣ）等のテナント調査 ○新聞折込みの求人チラシから、未登録県外法人をピックアップ ○住宅地図の貸ビルのテナント名から、未登録県外法人をピックアップ <p>イ 平成２２年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 緊急雇用創出事業の予算枠による事業の追加実施により、１０月から非常勤職員１名を配置し、自動車税の納税義務者や住宅地図のチェックを行った。</p> <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申告件数等 <ul style="list-style-type: none"> ・大型ＳＣのテナント調査によるもの １法人１期分 15,117,700円 ・求人チラシから捕捉したもの １法人７期分 4,457,200円 ・自動車税納税義務者から捕捉したもの １法人３期分 278,600円 ○緊急雇用創出事業の非常勤職員による未登録県外法人のピックアップ (調査及び申告指導は平成２３年度に着手する。) ・自動車税納税義務者から 105件（原資料1,027件） ・大型ＳＣ等のテナント調査から 9件（原資料 140件） ・住宅地図の貸ビルのテナント名から 40件（原資料 377件） <p>エ 課題 非常勤職員雇用による「未登録」の可能性のある法人のピックアップは進んでいるが、当該非常勤職員は徴税吏員ではないことにより申告納税を交渉しにくい ため、住宅地図を活用した捕捉分は平成２２年度中の税収につながらなかった。 徴税吏員との適切な役割分担が課題である。</p>

7 収入証紙取扱額調べ

(平成23年 3月31日現在)

目		収入科目		件数	単価	証紙はりつけ額	備考
		節	細節				
狩猟税	現年課税分			177	16,500	2,920,500	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の控除対象配偶者、扶養親族 ③ 県民税の所得割額を納めていない人(世帯主など) ④ 県民税の所得割額を納めていない人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑤ ②の人のうち農林水産業に従事する人 ⑥ 県民税の所得割額を納める人 ⑦ ⑥の人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑧ 県民税の所得割額を納めていない人で、 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ⑨ 県民税の所得割額を納めていない人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑩ ⑦の人のうち農林水産業に従事する人
				61	11,000	671,000	第一種銃猟免許を受ける者
				122	8,200	1,000,400	網猟免許またはわな猟免許を受ける者
				73	5,500	401,500	
				3	5,500	16,500	第二種銃猟免許の登録を受ける者
				436		5,009,900	
				436		5,009,900	
総務手数料	徴税手数料	納税証明書 交付手数料 免稅輕油使用 証交付手数料		2,190	400	876,000	
				213	400	85,200	
				2,403		961,200	
				2,403		961,200	
				2,403		961,200	
				2,839		5,971,100	

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金

該当なし。

(2) 使用料

該当なし。

(3) 手数料

(平成23年 3月31日現在)
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明書 交付手数料	34	13,600	13,600	0	0	地方税法、 鳥取県税条例 第16条	
	計(節)		34	13,600	13,600	0	0		
	目計		34	13,600	13,600	0	0		
	合計		34	13,600	13,600	0	0		

(4) 財産収入

該当なし。

(5) 諸収入

(平成23年 3月31日現在)
(単位:円)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節							
延滞金	延滞金	4,226	28,733,877	28,733,977	0	-100	地方税法 鳥取県条例 第9条、第10条	収入未済額は還付未済
		4,226	28,733,877	28,733,977	0	-100		
	計(節)	4,226	28,733,877	28,733,977	0	-100		
目計								
加算金	加算金	157	10,133,961	6,491,830	0	3,642,131	地方税法 71条の14、72条 の46及び47、 90条	
		157	10,133,961	6,491,830	0	3,642,131		
	計(節)	157	10,133,961	6,491,830	0	3,642,131		
目計								
滞納処分費	滞納処分費	2	30,450	30,450	0	0		
	滞納処分費 弁償金	2	30,450	30,450	0	0		
	計(節)	2	30,450	30,450	0	0		
目計								

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節							
地方法人特別税	地方法人特別税	452	230,833,084	216,206,775	0	14,626,309	地方法人特別税 等に関する暫定 措置法	
		452	230,833,084	216,206,775	0	14,626,309		
	計(節)	452	230,833,084	216,206,775	0	14,626,309		
目計								
雑入	雑入	0	0	0	0	0	出納員管理口座 預金利息	
		0	0	0	0	0		
	計(節)	0	0	0	0	0		
目計								
合計		4,837	269,731,372	251,463,032	0	18,268,340		

(6) 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(平成23年3月31日現在)

(単位：円)

収入科目(節)	収入済額	備考
県税及び諸収入	143,663,629	
合計	143,663,629	

○

イ つり銭の状況

(平成23年5月11日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	98,300
--------	---	----------	--------

9 収入未済額調べ

(1) 課税未収金(平成23年3月31日現在)

① 過年度分

区分	税目	前年度からの繰越				当該年度				翌年度繰越		備考	
		過年度未収額 円	件数	繰越後の課税額 円	件数	課税後の課税額 円	件数	収入額 円	件数	不納欠損額 円	件数		未収額 円
17 年度 以前	法人住民税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	個人事業税	(10,283,236)	(39)	(1,164,390)	(3)	(9,118,846)	(36)	(1,966,594)	(5)	(1,814,837)	(5)	(5,337,415)	(26)
	法人事業税	(3,433,564)	(1)	(3,433,564)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	不動産取得税	(3,794,351)	(10)	(2,348,600)	(2)	(1,448,751)	(8)	(368,900)	(2)	(337,760)	(4)	(752,091)	(2)
	特別地方消費税	(5,159,251)	(47)	(2,574,240)	(7)	(2,585,011)	(40)	(358,900)	(2)	(337,760)	(4)	(1,888,351)	(34)
	自動車税	(1,675,900)	(53)	(130,200)	(3)	(1,545,700)	(50)	(98,700)	(3)	(0)	(0)	(1,447,000)	(47)
	計	(19,379,836)	(106)	(7,073,754)	(9)	(12,306,082)	(97)	(2,460,243)	(10)	(2,152,597)	(9)	(7,693,242)	(78)
	法人住民税	(9,984)	(1)	(0)	(0)	(9,984)	(1)	(9,984)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
	個人事業税	(6,390,126)	(25)	(42,500)	(0)	(6,347,626)	(25)	(368,280)	(0)	(0)	(0)	(5,980,346)	(25)
	法人事業税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	不動産取得税	(107,465)	(3)	(0)	(0)	(107,465)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(107,465)	(3)
特別地方消費税	(204,865)	(8)	(0)	(0)	(204,865)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(204,865)	(8)	
自動車税	(722,000)	(20)	(92,500)	(2)	(629,500)	(18)	(151,222)	(4)	(0)	(0)	(478,278)	(14)	
計	(7,229,575)	(49)	(135,000)	(2)	(7,094,575)	(47)	(519,486)	(5)	(0)	(0)	(6,575,089)	(42)	
法人住民税	(696,310)	(9)	(36,200)	(3)	(660,110)	(6)	(143,808)	(2)	(35,702)	(3)	(480,600)	(1)	
個人事業税	(2,924,880)	(17)	(0)	(0)	(2,924,880)	(17)	(1,928,600)	(7)	(0)	(0)	(996,280)	(10)	
法人事業税	(265,600)	(5)	(0)	(0)	(265,600)	(5)	(116,200)	(3)	(32,700)	(1)	(116,700)	(1)	
不動産取得税	(2,754,795)	(6)	(2,437,600)	(1)	(317,195)	(5)	(-327,600)	(-1)	(2,394,137)	(2)	(290,618)	(4)	
特別地方消費税	(18,695,055)	(10)	(15,811,300)	(3)	(2,782,755)	(7)	(110,000)	(0)	(2,394,137)	(2)	(278,618)	(5)	
自動車税	(1,110,592)	(31)	(387,192)	(25)	(723,400)	(6)	(178,500)	(-10)	(0)	(0)	(544,900)	(16)	
計	(7,752,137)	(68)	(2,860,992)	(29)	(4,891,145)	(39)	(39,508)	(1)	(2,462,539)	(6)	(2,389,098)	(32)	
19 年度	計	(23,692,437)	(72)	(16,331,692)	(31)	(7,356,745)	(41)	(2,477,108)	(2)	(2,462,539)	(6)	(2,417,098)	(33)

②現年分

税目	調定額 円	件数	収入額 円	件数	不納欠償額 円	件数	翌年度繰越		備考
							未収額 円	件数	
法人県民税	(869,652,500) (869,652,500)	(9,671) (9,671)	(862,349,567) (862,349,567)	(9,464) (9,464)	(13813) (13813)	(1) (1)	(7,357,920) (7,357,920)	(208) (208)	還付未済2件68,800円
県民税利子割	(106,921,130) (106,921,130)	(468) (468)	(106,921,130) (106,921,130)	(468) (468)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	
個人事業税	(149,580,900) (149,580,900)	(2,065) (2,065)	(146,915,200) (146,915,200)	(2,035) (2,035)	(0) (0)	(0) (0)	(2,665,700) (2,665,700)	(30) (30)	
法人事業税	(1,972,068,600) (1,972,068,600)	(4,896) (4,896)	(1,959,763,040) (1,959,763,040)	(4,769) (4,769)	(0) (0)	(0) (0)	(12,662,960) (12,662,960)	(130) (130)	還付未済3件357,400円
不動産取得税	(444,930,300) (444,930,300)	(2,405) (2,405)	(414,663,600) (414,663,600)	(2,350) (2,350)	(0) (0)	(0) (0)	(31,590,000) (31,590,000)	(59) (59)	還付未済2件1,688,000円 徴収猶予(住宅土地)1件390,300円
ゴルフ場利用税	(86,485,150) (86,485,150)	(82) (82)	(86,485,150) (86,485,150)	(82) (82)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	
自動車税	(2,917,999,100) (2,917,999,100)	(85,466) (85,466)	(2,895,925,104) (2,895,925,104)	(84,687) (84,687)	(0) (0)	(0) (0)	(22,156,796) (22,156,796)	(779) (779)	還付未済82,800円
鉱区税	(97,200) (97,200)	(8) (8)	(97,200) (97,200)	(8) (8)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	
軽油引取税	(1,661,904,742) (1,704,040,128)	(627) (643)	(1,606,104,231) (1,606,104,231)	(595) (595)	(0) (0)	(0) (0)	(55,800,511) (97,935,897)	(32) (48)	徴収猶予16件42,135,386円
産業廃棄物処分税	(194,473) (194,473)	(12) (12)	(194,473) (194,473)	(12) (12)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	
県たばこ税	(9,863,769) (9,863,769)	(210) (210)	(7,346,157) (7,346,157)	(179) (179)	(0) (0)	(0) (0)	(2,518,214) (2,518,214)	(31) (31)	
計	(8,219,697,864) (8,262,378,050)	(105,910) (105,929)	(8,086,764,852) (8,086,764,852)	(104,649) (104,649)	(13,813) (13,813)	(1) (1)	(134,752,101) (177,277,787)	(1,269) (1,286)	
個人県民税	(6,119,492,599) (6,119,492,599)	()	(5,259,013,293) (5,259,013,293)	()	()	()	(860,479,306) (860,479,306)	()	
合計	(14,381,870,649) (14,381,870,649)	()	(13,345,778,145) (13,345,778,145)	()	(13,813) (13,813)	()	(1,037,757,093) (1,037,757,093)	()	

- 注1 資料として「税務統計書」を添付すること。
 2 個人県民税の過年度分については、年度区分及び件数の記載は不要である。
 3 個人県民税の現年度分については、件数の記載は不要である。
 4 徴収猶予については、備考欄に記載すること。(記載例：徴収猶予(生前贈与)〇〇〇円(×件))
 5 各種上段()には、徴収猶予分を除いた金額、件数を記載すること。

(2) - 1 税外収入未済額（県税関係）（平成23年3月31日現在）

① 過年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	17 以前		円		円		円		円	
法人事業税	18 年度					3	1,394,400	3	1,394,400	
法人事業税	19 年度									
法人事業税	20 年度									
法人事業税 ゴルフ場利用税 小計	21 年度	1	1,700	2 1	10,000 20,000	5	2,043,300	9	2,075,000	
合計		1	1,700	3	30,000	8	3,437,700	12	3,469,400	

② 現年度分

区分 税目	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	1	円 8,406		円	11	円 156,625	12	円 165,031	
県たばこ税			2	7,700			2	7,700	
合計	1	8,406	2	7,700	11	円 156,625	14	172,731	

(2) - 2 税外収入未済額（県税関係以外）（平成23年3月31日現在）

① 過年度分

該当なし。

② 現年度分

該当なし。

10 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>未収金回収促進（滞納額圧縮）のためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納税意思と納付能力を早期かつ完全に把握すること 2. 的確で迅速な処理方針を決定すること 3. 決定事項を迅速に実行すること <p>が必要であり、当局においては以下の取組みを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 早期かつきめ細かな納税勧奨と早期かつ徹底的な各種調査（データ収集）を実施している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 納税勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ア 文書催告：一次催告、二次催告、債権調査予告、出頭通知、差押予告、家宅搜索予告、公売予告等 イ 臨戸：能動的なもの（臨宅通知他） 受動的なもの（滞納者の要請他） ウ 電話：能動的なもの（文書催告に応じない者他） 受動的なもの（滞納者の要請他） ② 財産調査 <ul style="list-style-type: none"> ア 財産の種類：債権（銀行預金、郵便貯金、給料等）、無体財産権（電話加入権等）、不動産、動産、自動車等 イ 調査先：官公庁（県、市町村、税務署、法務局、社保等）、臨場（滞納者等）、関係先（取引先、金融機関、担保権者、郵便局、NTT等）、探聞（近隣、家族、同業者等） 2. 上記1により把握したデータを、担当者だけでなく徴収方針会議（月1回）や、大口分は局内協議を随時実施して、各事案毎に分析と処理方針を決めている。 3. 滞納整理事務を均質化させるため滞納整理処理について基本指針を定めている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 納付能力が乏しく一括納付が困難な滞納者 <ul style="list-style-type: none"> → 的確な納税指導を行い、分納誓約書を提出させ履行監視を行う。不履行の場合、その理由を把握し、正当な理由がない場合は滞納処分を執行する。また、地方税法に基づく徴収猶予、換価猶予の措置も講じている。 ② 納付能力がありながら納税意思の低い大口、常習、悪質滞納者 <ul style="list-style-type: none"> → 徹底的な財産調査を実施し、財産を発見しだい早期に厳正な滞納処分を執行する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 滞納者の生活状況等を早期に把握し、滞納者毎の実態に沿った滞納整理が推進できた。 <ol style="list-style-type: none"> ① ア、イ、ウの手段を効率的に組み合わせることで、滞納者の状況に応じた処理方針が立てやすく、効果的な滞納整理を推進できた。 ② 納税交渉と並行して財産調査を進めることにより、納税意識の低い滞納者等に対して迅速な滞納処分をすることができた。 2. 目標設定や滞納整理の方針が明確化されたことにより早期に適切な処理が図られた。 <ol style="list-style-type: none"> ① 滞納者の状況把握、資力に合わせた納税進行管理ができた。 ② 約束不履行者・悪質滞納者を早期に見極め、効果的に滞納処分を進めた。

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>③ 納付能力がありながら、納税意思の低い少額滞納者 → 通常の納税勧奨により自主納付を促すが、応じない者 に対しては、最終的に強制調査である家宅搜索を含む、 滞納処分を執行する。</p> <p>④ 納付能力のない滞納者 → 表見財産が皆無であり、家宅搜索を実施してもなお、 差押えすべき財産が無いと認められる者に対しては、滞 納処分の停止等の徴収緩和措置を講じている。</p> <p>4. その他</p> <p>① 資金の流動時期である6月と12月を滞納整理強化月間 として設定し、重点的に滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>② 滞納整理業務をより促進させるため、担当者毎、地区毎 にそれぞれ解決すべき課題、達成すべき数値目標を設定し ている。</p> <p>③ 個人県民税徴収向上対策 ア 地方税法第48条の規定による町村から徴収の引継ぎ を行い、県が主体的に滞納整理に取り組んだ。 H22差押実績 件数 6件 金額 171,764円 イ 地方税滞納整理機構で、県と市町村の共通滞納者に対し て文書催告、臨戸を行うなど滞納整理に取り組んだ。</p> <p>④ 未収金の回収を図るため、動産及び不動産の差押を執行 し、差押財産の換価についてインターネット公売を実施し た。 H22インターネット公売 件数 7件、落札金額 171,880円(全て動産) ※落札金額から手数料支払いあり(滞納処分費)。</p> <p>⑤ 徴収スタッフネットの研究会を通じ、県及び市町村徴税職 員のスキルアップを図っている。</p> <p>⑥ 自動車税特有の取組みについて ア 差押予告状を早期に送付することにより、滞納件数の 早期圧縮を図った。 イ 9月から11月にかけて、夜間を含む集中的な臨戸徴 収を実施し、滞納件数の早期圧縮を図った。 ウ 悪質ケースは、自動車のタイヤロックを実施した。 H22実施件数 件数 1件</p>	<p>③ 納税意識の希薄度を検証し滞納処分を執行 した。</p> <p>④ 破産、生活保護等の生活困窮状況に陥った 者に対する、地方税法上の徴収緩和措置を適 用し、実態に即した処置を講じることができ た。</p> <p>① ボーナス時期であるため、積極的に差押等 の滞納処分を執行した。</p> <p>② 納期内納税者との公平性が確保され、職員 の意識向上を促した。</p> <p>③ ア 財産調査の実施に限界がある町村に代わり、 徹底的な財産調査を行い、財産を発見しだい滞 納処分を実施したことにより滞納額を圧縮する ことができた。 イ 県と市町村が共同で滞納整理を行うことで、 重複事務の排除による効率化が図られた。</p> <p>④ インターネットを通じ、滞納処分について 多くの人に周知でき公売参加者が拡大してい る。</p> <p>⑤ 職員による研究会での事例発表や総則講義 により、モチベーションの維持やスキルアッ プにつながった。</p> <p>⑥ ア 差押予告状の送付により、滞納者からの反 応があり、早い時期の納税交渉が実施できた。 また、納税催告文書を送付する封筒を色付 にして注意喚起を促すことで、早期の徴収や 納税相談につながった。 イ 集中的な臨戸徴収により、滞納の圧縮効果 が確認された。 ウ 厳正な姿勢を示すことで、納税に対する意識 を変えることができ、併せて早期の滞納整理に 繋げることができた。</p>

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務 取扱要領の作 成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金及び加算金	有 「税外未収金 (加算金・延 滞金)の確保 対策につい て」(H15.4.3 0付税務課長通 知)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本税完納時に納付するよう指 導 ・ 過年度税外未収金について本 税納付交渉時に言及 ・ 本税の分納誓約書を提出させ る際に延滞金、加算金につい ても記入 ・ 延滞金確定後、即納付書送付 ・ 催告状送付 ・ 年に二度文書による一斉催告 ・ 滞納者は名簿で債権管理 ・ 滞納整理票により管理 ・ 局長ヒアリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再三の催告指導による納税意識の向上 ・ 組織的な滞納整理の執行により情報の 共有化が促進され、円滑な滞納整理が 実現 ・ 集中的な納付書送付により、滞納の圧 縮効果が確認された。

1 1 不納欠損額調べ

(平成23年3月31日現在)

調定 年度	科 目 (税目又は 目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った 理由
19	法人県民税	5	H19.05.31	H21.04.08	H23.03.16	円 3,891	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.03.16) 表見財産なし
20	"	6	H20.04.30	H23.02.18	H23.03.24	14,400	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.03.24) 表見財産なし
"	"	6	"	"	"	10,300	"
19	"	7	H19.12.20	H20.11.11	H23.03.10	11,211	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.03.10) 表見財産なし
"	"	7	"	"	"	20,600	"
20	"	8	H20.06.02	H20.06.20	H23.02.24	20,600	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.02.24) 表見財産なし
"	"	9	H20.06.02	H21.10.08	H23.03.23	132,825	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.03.23) 表見財産なし
"	"	10	H20.09.30	H22.09.09	H23.02.25	6,322	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.02.25) 表見財産なし
"	"	11	H21.03.16	H22.05.25	H23.02.24	13,263	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.02.24) 表見財産なし
21	"	12	H21.11.02	H21.11.20	H23.03.02	20,989	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.03.02) 表見財産なし
22	"	13	H22.02.04	H22.09.21	H23.02.16	13,813	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.02.16) 表見財産なし
小 計						268,214	
19	法人事業税	5	H19.05.31	H21.04.08	H23.03.16	32,700	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.03.16) 表見財産なし
20	"	6	H20.04.30	H23.02.18	H23.03.24	67,000	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.03.24) 表見財産なし
小 計						99,700	

調定 年度	科 目 (税目又は 目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った 理由
15	個人事業税	3	H15.04.30	H18.02.27	H23.02.24	102,000	即時消滅(滞納処分執行 停止H20.11.19) 表見財産なし
"	"	3	"	H20.09.04	"	42,500	"
"	"	3	"	H20.12.01	"	9,300	"
16	"	4	H16.04.30	H19.2.19	H23.03.01	357,637	停止後3年経過(滞納処 分執行停止H20.02.29) 表見財産なし
"	"	4	"	H19.06.27	"	1,303,400	"
小 計						1,814,837	
10	不動産取得税	1	H11.03.01	H20.02.14	H23.03.05	178,720	停止後3年経過(滞納処 分執行停止H20.03.05) 表見財産なし
13	"	2	H14.01.04	H18.12.22	H23.03.28	42,000	停止後3年経過(滞納処 分執行停止H20.03.28) 表見財産なし
"	"	2	"	"	"	104,800	"
"	"	2	"	"	"	12,240	"
19	"	6	H19.10.01	H23.02.18	H23.03.24	289,537	即時消滅(滞納処分執行 停止H23.03.24) 表見財産なし
"	"	6	"	"	"	2,104,600	"
小 計						2,731,897	
合 計						4,914,648	

1.2 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

該当なし。

(2) 補助金

予算科目 (賦課徴収費)

(平成23年3月31日現在)

① 国 補 分

該当なし。

② 単 県 分

(単位：円)

補助金等の 名称 (補助金の創設年度)	交付先 間 接	補助対象経費 補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は内示年月日	着 手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備 考
			交付申請 年月日	完了 年月日	検 査 年月日	概算払 ・精算 払の別	支 出 年月日	金 額	
納税貯蓄組合 補助金 (昭和30年度)	上道町6 区東納税 貯蓄組合 ほか98組 合	使用人の雇 用に要した 経費、帳簿 書類の購入 に要した 経費、事務 所の借受け に要した 経費、その 他の事務費	—	—	—	精算 精算	22.06.30 22.07.30	880,500 15,300	
納税貯蓄組合の 運営に要する 経費			22.05.31 外	—	—				
		(補助率：) 県税の納税 義務者である 組合員の数に 300円を乗じ て得た額等 経費実費 895,800円	22.06.24 22.07.27	—	—				
単 県 分 計								895,800	

(3) 交付金

該当なし。

(4) 委託料

該当なし。

1.3 工事請負費調べ

該当なし。

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

該当なし。

(2) 金券類の受払状況

該当なし。

(3) 債権

該当なし。

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

該当なし。

(2) 物品

該当なし。

16 借受不動産明細調べ

該当なし。

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅

該当なし。

(2) 職員駐車場

該当なし。

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ

該当なし。

19 寄附物件の受納状況調べ

該当なし。

20 備品の処分状況調べ

該当なし。

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

該当なし。

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし